

上野原市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

上野原市長

上野原市条例第4号

上野原市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上野原市職員特殊勤務手当支給条例（平成17年上野原市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3） 出場手当

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（出場手当）

第5条 出場手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防の応援等に従事するために出場した者に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき2,160円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。